

空き家所有者の方へ～空き家登録から契約までの流れ～

1	仲介業者の選定	◆空き家所有者は売買・賃貸借の仲介業者を選定してください。仲介業者は宅地建物取引業を営む者とします。自身で業者選定が難しい場合は、町が提供する協力事業者の中から選定してください。
2	空き家現地調査	◆所有者立ち会いのもと、仲介業者が空き家の現地調査を行います。 ※大規模な改修が必要な場合や安全性に問題がある場合などは、登録をお断りすることがあります。
3	仲介業者との媒介契約締結	◆仲介業者と売買・賃貸借の媒介契約を締結してください。
4	空き家バンク登録申請	◆登録には次の書類を地域整備課住宅政策室へご提出ください。 ①空き家等情報登録申請書（様式第1号） ②誓約書（様式第2号） ③登録カード（様式第3号） ④媒介契約書の写し ⑤固定資産税納税通知書の写し又は登記事項証明書の写し ⑥空き家等が所在する土地の公図の写し ⑦その他、町長が必要と認める書類（空き家の内観・外観写真・間取図）
5	空き家情報登録公開	◆町ホームページ、at home 空き家バンク、LIFULL home's 空き家バンクに登録し情報を公開します。
6	問合せ対応	◆利用希望者からの問い合わせがあった際は、町が窓口となって対応いたします。
7	現地見学	◆利用希望者から物件の見学希望があった場合には、町と仲介業者、空き家所有者と利用希望者間で見学日程の調整を行います。現地見学の際は、仲介業者が対応し、町の担当者も原則、同行いたします。 ※見学希望が複数あった場合には、問い合わせの順番に別日にご案内します。見学後から商談結果が出るまでの間は、町HP情報は「商談中」と表示し、at home、LIFULL home's サイトについては「非公開」とします。 ※冬季間の見学については、積雪状況や除雪対応可否、安全性等の状況を考慮した上、仲介業者と対応を相談します。
8	交渉・契約	◆空き家所有者、利用希望者、仲介業者間で交渉・契約をお願いします。 町は、売買や賃貸の交渉・契約に関して仲介行為は行いません。 <u>※空き家バンクへの登録は無料ですが、利用希望者と物件の契約（売買・賃貸借）を締結した際は、仲介業者に対し、宅地建物取引業法に定める仲介手料が発生します。詳細は仲介業者へご確認ください。</u>